

「十和田市プレミアム付商品券」発行事業 実施要項

1. 目的

消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業を行う。

2. 事業の概要

- 商品券名 十和田市プレミアム付商品券
- 券発行者 十和田市
- 実施主体 十和田市
- 事業受託者 十和田商工会議所

3. 商品券販売場所・期間・時間

- 販売場所・時間 十和田市内の取扱郵便局（14郵便局…十和田・奥瀬・藤坂・大深内・十和田湖・四和・深持・焼山・陸奥沢田・切田・十和田穂並・十和田西二十二番町・十和田大学前・十和田元町）における郵便窓口営業時間

- 販売期間・休日 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）土曜・日曜・祝日休

4. 商品券の有効期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

（注）令和2年3月1日（日）以降は使用出来ません。

5. 商品券の発行内容

- 発行総額 3億3千625万円（25%プレミアム付・6万7千250セット）
 - ・住民税非課税者 @5,000円×5セット×12,050人＝3億125万円
 - ・3歳半未満の子が属する世帯の世帯主（対象児童1,400人）
@5,000円×5セット×1,400人（対象児童数）＝3千500万円
- 発行額面 1）1枚500円
2）1セット10枚綴り額面5,000円分を4,000円（25%プレミアム付）で販売いたします。
3）商品券の販売はセット単位で販売いたします。
- 商品券の利用対象にならないもの
 - 1）商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
 - 2）たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
 - 3）出資や債券の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
 - 4）事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
 - 5）土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い。
 - 6）現金との換金、金融機関への預け入れ。
 - 7）風俗営業法の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関わる支払い。
 - 8）特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
 - 9）その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの。
- 現金交換・「釣り銭」の禁止
商品券の現金交換は禁止します。また、「釣り銭」は出さないことにします。
- 販売限度額 引換券1枚で5セット購入可能
- 商品券が破損・汚損した場合
2/3以上の面積があるもので、虹色の「十和田市マーク」の色・形等が確認できるものは使用できます。但し、極端に汚損している場合は使用できない場合もあります。

6. 取扱加盟店申請方法

- 申請期間 令和元年7月16日(火)～8月30日(金)(土・日・祝日の他8/13・14・15、を除く)。期限後の申請の場合は、商品券購入者にお渡しする「取扱加盟店一覧」には掲載されません。ホームページのみの掲載となります。
- 申請方法 別紙「十和田市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申請書」に記入の上、十和田商工会議所または、十和田湖商工会窓口へご持参いただくか、FAX(FAXの場合は、必ず送付後確認のお電話を窓口までご連絡願います。)または、郵送にてお申込下さい。登録確認後、「取扱店ポスター・ポップ」等を郵送でお送りします。
- 業 種 十和田市内で営業している店舗に限ります。但し、一部の風俗営業業種及び、業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものは対象外です。
- 取扱加盟店負担金 今回は会員・非会員ともに、特に負担金は徴収いたしません。
- 換金方法
 - 1) お客様から受け取った商品券の裏面取扱加盟店欄に必ず社判(スタンプ)を押して下さい。社判がない場合は手書きで社名をご記入ください。商品券裏面に社判(スタンプ)等の署名がない場合は、換金されませんのでご注意ください。
 - 2) 「十和田市プレミアム付商品券受付書」(登録申請後取扱店に配布)に必要な事項を記入し・押印のうえ、使用済み商品券を添えて十和田商工会議所(旧十和田湖町地区の事業所の方は十和田湖商工会)にお持ち下さい。
 - 3) 換金は令和元年10月から令和2年3月中旬までの約6ヶ月の中で当所が指定する日に、取扱店登録申請書記載の預金口座にお振り込みいたします。
 - 4) 振込用登録口座は、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合の本支店とさせていただきます。やむをえず、その他の金融機関をご指定の場合は振込手数料を差し引かせていただきます。
 - 5) 現時点での商品券取次手続き期間と換金精算・振込予定日は概ね以下の通りです。

	商品券換金受付期間・時間(予定) (土・日・祝日の他、十和田商工会議所・十和田湖商工会の休日を除く平常営業日の9時～16時30分)	換金精算・振込日(予定)
1回目	10月 1日(火)～10月15日(火)	10月31日(木)
2回目	10月16日(水)～10月31日(木)	11月15日(金)
3回目	11月 1日(金)～11月15日(金)	11月29日(金)
4回目	11月18日(月)～11月29日(金)	12月13日(金)
5回目	12月 2日(月)～12月13日(金)	12月26日(木)
6回目	12月16日(月)～12月26日(木)	1月15日(水)
7回目	1月 6日(月)～ 1月15日(水)	1月31日(金)
8回目	1月16日(木)～ 1月31日(金)	2月17日(月)
9回目	2月 3日(月)～ 2月14日(金)	2月28日(金)
10回目	2月17日(月)～ 3月 4日(水)	3月17日(火)

7. お問い合わせ先

商品券事業について 実施主体：十和田市健康福祉部 生活福祉課 福祉係

電話0176-51-6718

商品券取扱店関連等について 事業受託者：十和田商工会議所

電話0176-24-1111

商品券取扱店申込について 旧十和田市地区窓口：十和田商工会議所(同電話)

旧十和田湖町地区窓口：十和田湖商工会

電話0176-72-2201

※上記日程等当実施要項の内容につきましては、令和元年9月18日(水)現在での最終内容となっておりますが、今後、やむを得ず変更となる場合があります。ご理解のほどご協力よろしくお願い申し上げます。